

## 登別市環境保全政策推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 庁内関係機関相互の連携及び施策の調整を図り、登別市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び環境基本計画の着実な推進と施策の実効性を高めるため、登別市環境保全政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境保全施策の策定に関する総合調整及び推進に関すること。
- (2) 環境に影響を及ぼすおそれのある事項に関する保全施策の検討及び実施に係る協議・調整に関すること。
- (3) 環境基本計画の進行管理に関すること。
- (4) その他環境保全施策を推進する上で必要と認められる事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (運営)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第5条 推進会議には、その運営に関し必要な専門的事項を協議、調整、検討するため、部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部環境対策グループにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成10年10月20日から施行する。

#### 附 則（平成13年訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第24号）

この訓令は、平成22年11月12日から施行する。

附 則（平成27年訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（登別市環境管理委員会設置要綱の廃止）

2 登別市環境管理委員会設置要綱（平成13年訓令第13号）は、廃止する。

附 則（平成27年訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第21号）

この訓令は、平成27年11月17日から施行する。

附 則（平成29年訓令第12号）

この訓令は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（平成29年訓令第18号）

この訓令は、平成29年11月22日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 観光経済部長 都市整備部長 消防長 教育委員会教育部長 保健福祉部参与 都市整備部参与 教育委員会教育部参与 議会事務局長 総務部次長 市民生活部次長 保健福祉部次長 観光経済部次長 都市整備部次長 消防次長 教育委員会教育部次長 監査委員事務局長
---